

自動車運送事業者の高速道路料金割引の臨時措置

○ 自動車運送事業者におけるETC2.0の普及促進等を図るため、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対し、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置を実施(令和4年3月末まで)。

